

# 社会福祉法人悠遊 行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1、計画期間

令和4年3月1日～令和6年2月28日

## 2、内容

- 目標1 育児・介護休業法や、労働基準法等に基づく諸制度の周知と着実な運用体制を確立する

対策

- ・令和4年5月 管理職を対象に教育研修を実施する。
- ・令和4年6月～ 全職員に周知を行い、制度についての理解を進める

- 目標2 育児短時間勤務を個々の職員の事業により延長ができる制度を導入

対策

- ・令和4年4月 制度の導入と職員への周知
- ・令和5年1月 情報収集と職員の具体的なニーズ調査

- 目標3 全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年6日以上とする。

対策

- ・令和4年5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・令和4年6月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に行う
- ・令和5年1月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する